

最新の鳥獣保護管理制度の概要

平成30年10月15日
 特定鳥獣の保護・管理に係る研修会(獣類上級編)
 環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)の一部を改正する法律について【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
 - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「**保護**」及び「**管理**」の定義を規定する(第2条)。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護:その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理:その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。

(第14条の2)
 ※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。

5. 住居集地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日(一部は公布日施行)



夜間に撮影されたニホンジカ



麻酔銃を用い、車両で移動し捕獲・保護

鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年	鳥獣猟規則の制定 ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止	(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管) 平成11年 鳥獣保護法の改正 ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化 平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化) ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化 平成18年 鳥獣保護法の改正 ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入 (※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律) ・市町村への捕獲許可権限の委譲 平成26年 鳥獣保護法の改正 ・鳥獣の管理の強化 ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設 ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
明治25年	狩猟規則の制定 ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定	
明治28年	狩猟法の制定 ・職猟と遊猟の区別を廃止	
大正7年	狩猟法の制定(全部改正) ・保護鳥獣の指定から 狩猟鳥獣の指定	
現行法の骨格が完成	・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止	
昭和25年	狩猟法の改正 ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入	
昭和38年	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称) ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設	

1

鳥獣保護管理法制の沿革

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- 銃猟のみが対象
- 銃猟を年度ごとの免許鑑札制
- 職猟と遊猟を区別し、前者から1円、後者から10円の鑑札料を徴収
- 銃猟期間を10月15日から4月15日
- 日没から日の出までの銃猟、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

等

鳥獣保護管理法制の沿革

明治25年 狩猟規則の制定

- 網、わな等による狩猟に範囲が拡大
- 危険猟法の禁止
- 捕獲を禁止する保護鳥獣15種
- 猟区制度の導入 等

明治28年 狩猟法の制定

- 職猟と遊猟の区別を廃止
- 猟区制度廃止 等

鳥獣保護管理法制の沿革

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

- 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定へ
- 猟区の設定 等

※ 現行法の骨格が完成

（参考：昭和6年 国立公園法の制定）

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- 鳥獣保護思想の明確化
- 鳥獣保護員の設置 等

昭和46年 林野庁から環境庁に移管

鳥獣保護管理法制の沿革

平成11年 特定鳥獣保護管理計画制度の創設及び地方分権

- 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、都道府県知事は必要に応じて保護管理計画を策定
- 国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- 狩猟、許可捕獲の結果にかかる法定報告

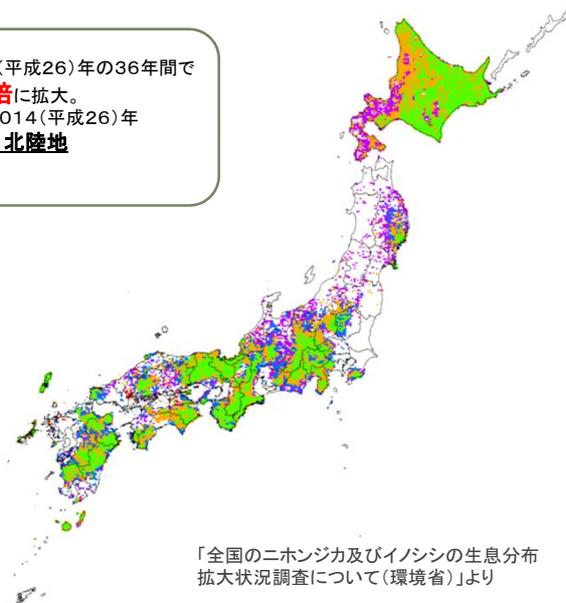
H26鳥獣保護法改正の背景

※1978年(昭和53)年から2014(平成26)年の36年間で分布域は、**約2.5倍**に拡大。
2011(平成23)年から2014(平成26)年の3年間で、**北海道南部、東北、北陸地方を中心に約1.2倍**に拡大。

ニホンジカ分布域(メッシュ数)

自然環境保全基礎調査

- 1978年のみ確認(70)
 - 1978年と2003年の両方で確認(3926)
 - 2003年に新たに確認(3407)
- #### 捕獲位置情報等による分布拡大状況
- 2011年に新たに確認(1410)
 - 目撃情報等による分布拡大状況
 - 2014年に新たに確認(1650)



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布拡大状況調査について(環境省)」より

H26鳥獣保護法改正の背景

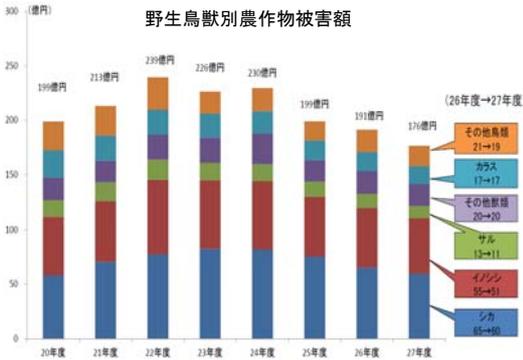
<農作物被害>

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。全体の7割がシカ、イノシシ、サル。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

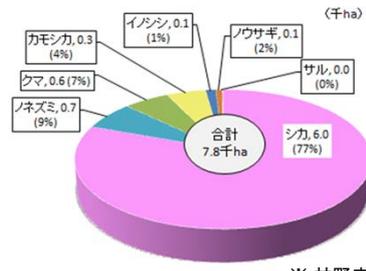
<森林被害>

- 平成27年度のニホンジカ等による被害面積の都道府県合計は約8千ヘクタール。
- ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約8割。

野生鳥獣別農作物被害額



野生鳥獣別森林被害面積



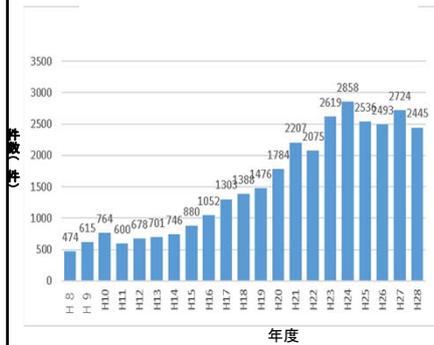
※ 農林水産省資料

※ 林野庁資料

H26鳥獣保護法改正の背景

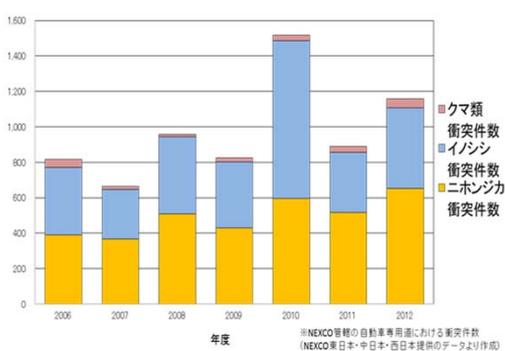
- 鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。

エゾシカが関係するJR列車支障件数の推移



※北海道エゾシカ対策課公表資料より作成
(注)線路内でエゾシカを発見し列車を停止させた件数も含む

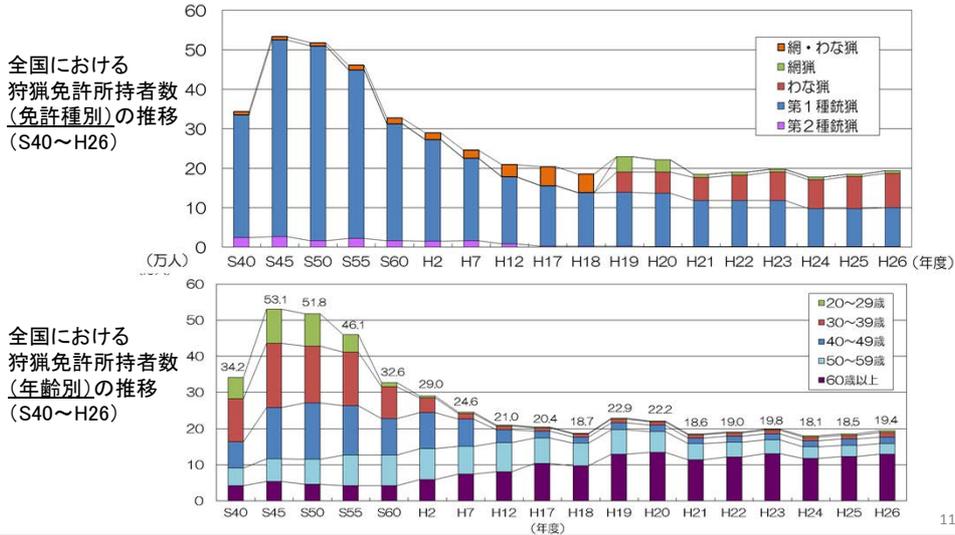
高速道路における※野生動物と車両との衝突事故件数の種別推移



※NEXCO等種の自動車専用道における衝突件数
(NEXCO東日本・中日本・西日本提供のデータより作成)

H26鳥獣保護法改正の背景

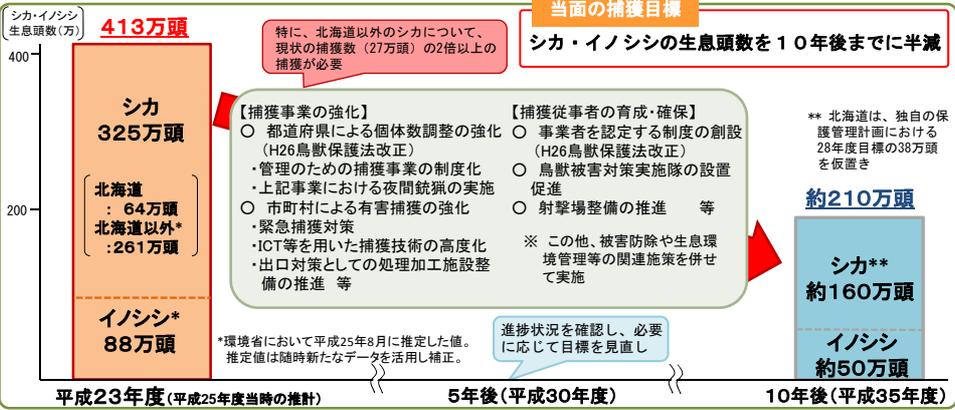
- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約35%まで減少(52万人→19.4万人)。わな猟は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成27年度では60歳以上の割合が約67%(12.9万人)。



抜本的な鳥獣捕獲強化対策

抜本的捕獲強化対策 H25.12

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。



抜本的な鳥獣捕獲強化対策

『捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化』

- 都道府県における捕獲（個体数調整）の強化及び支援
 - 管理のための捕獲事業の制度化と夜間銃猟等の管理のための捕獲事業に係る規制緩和（H26鳥獣保護法改正）
- 市町村による捕獲（有害捕獲）の強化
 - 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による捕獲等の適切な実施
 - 緊急捕獲対策、ICT等による捕獲技術の高度化、捕獲後の出口対策の推進
 - 国有林内の捕獲の円滑化や新たな捕獲技術の提供・普及
- 国立公園等における捕獲の強化

抜本的な鳥獣捕獲強化対策

『捕獲事業を支える従事者の育成・確保』

- 捕獲事業者の認定制度の創設
（H26鳥獣保護法改正）
- 狩猟者の確保
 - わな猟・網猟の免許取得年齢の引き下げ（H26鳥獣保護法改正）
 - 狩猟者フォーラムの開催による狩猟免許取得の促進
- 鳥獣被害対策実施隊の増加
- 地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域における捕獲体制の整備
- 捕獲圧を高め、個体数の抑制に必要な射撃場の整備の推進

抜本的な鳥獣捕獲強化対策

『その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）』

- 市町村の総合的取組、広域的被害防除、食肉利活用の推進
- 森林における生息環境管理等の推進
- 国立公園等における被害防止対策の拡大
- 都道府県職員向け講習会や人材登録事業等による専門家の育成
- 国民理解の醸成

鳥獣保護管理法制の沿革

平成26年 鳥獣の保護及び**管理**並びに狩猟の適正化に関する法律（改正）

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の導入
- 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳→18歳）

鳥獣保護管理法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加



17

題名・目的

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保**(生態系の保護を含む。以下同じ。)**、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

18

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者(法人)

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ①安全管理を図るための体制が基準に適合
- ②夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤その他事業実施のために必要な基準に適合

※夜間銃猟をしない場合は②を除く。
※基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定(有効期間3年)

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる(全ての基準を満たした事業者に限る)
- 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

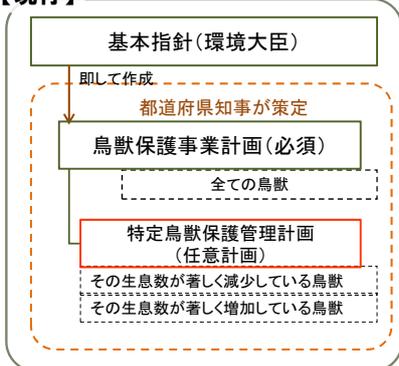
- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等

HPアドレス:

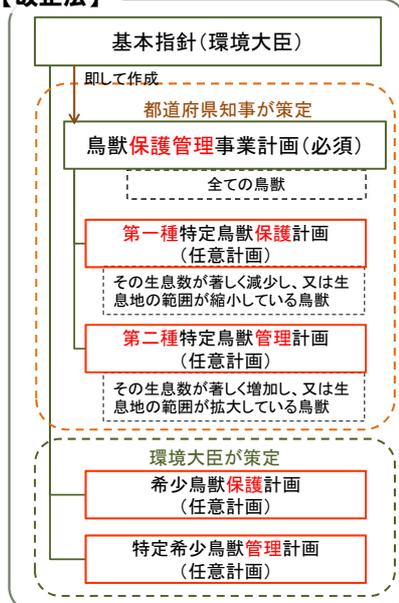
<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

施策体型の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行法】

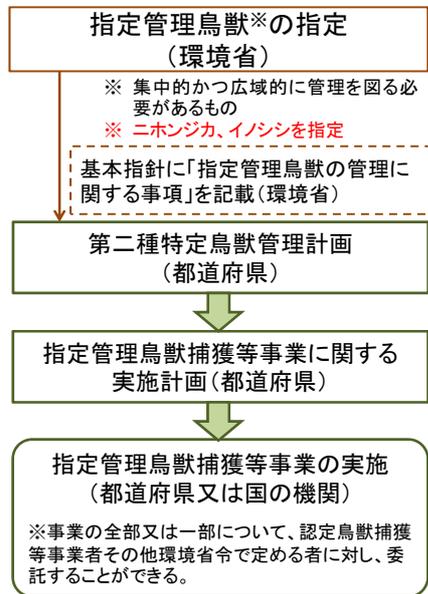


【改正法】



指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

鳥獣捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノ シシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

ニホンジカ管理に係る関係行政機関の取組

(注)下表は主要な取組の概略を示したものであり、網羅的・厳密なものではない。

主体	シカ管理に係る立場 や主な役割	主な対策可能 エリア	根拠法 【所管省庁】	シカ管理のための 法定計画	国による主な予算措置 【H27当初予算】
環境省 (地方環境事 務所)	国立公園管理者とし ての生態系被害への 対策	国立公園	自然公園法【環】	生態系維持回復事 業計画等	国立公園等シカ管理 対策事業費【4億】 国立公園等整備費【1 億(生態系関連のみ)】
	国指定鳥獣保護区 管理者として鳥獣の 生息地の保護及び 整備	国指定鳥獣保 護区	鳥獣法【環】	法定計画はない (法定でない保全事業 実施計画を策定)	国立公園等整備費 【48億の内数】
林野庁 (森林管理局)	国有林管理者(土地 所有者)としての森 林被害対策	国有林	・国有財産法 ・国有林の管理経 営に関する法律 【農】	法定計画はない (根拠法に基づいて対 策を実施)	森林整備事業費 【1,203億の内数】
都道府県	地域個体群の適切な 管理	都道府県全域	鳥獣法【環】	・第2種特定鳥獣 管理計画 ・指定管理鳥獣捕 獲等事業計画	指定管理鳥獣捕獲等 事業交付金【5億】
市町村	農林水産業被害へ の対策	市町村全域	鳥獣被害防止特措 法【農】	鳥獣被害防止計画	鳥獣被害防止総合対 策交付金【95億】

<参考> 鳥獣行政に係る事務所野生課の主な所掌事務 (地方環境事務所組織細則第8条より)

- ・都道府県の特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議
- ・鳥獣法に基づく捕獲許可(国指定鳥獣保護区、危険猟法などに限定)
- ・国指定鳥獣保護区の管理(保全事業等)

鳥獣管理の役割分担【中央環境審議会答申(H26.1)抜粋】

3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置 (2)関係主体の役割と連携

個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛のための捕獲→原則として市町村と被害を受ける者が連携して行う。 ○公益を守るための捕獲→守るべき公益の性格に応じて、原則として行政が主導 ○都道府県:個体群管理の目標設定、各主体による捕獲全体の調整、目標達成に必要な捕獲の実施 ○国:全国的視点から管理目標・方針の設定、各都道府県の取組状況の評価や提言・指導等
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ○被害防除については、原則として、保護すべき対象の管理者が行うものである。 ○都道府県は、特定計画に基づいて、防除が適切に行われるよう市町村等に指導や助言を行うことが重要である。
生息環境管理	○生息環境管理は、都道府県が主導的に行う必要がある。

3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置 (5)国の取組の強化

国立公園や国指定鳥獣保護区等の国が管理する地域について、生態系被害が生じているなど、当該地域の保全すべき価値が損なわれるおそれがある場合には、所在する都道府県の特定計画と十分整合を取りつつ、国が都道府県や市町村などと連携・協力の上、個体群管理のための対策を取ることも必要である。

特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画 その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	第二種特定鳥獣管理計画 その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画
---	---

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画 国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定希少鳥獣管理計画 特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画
---	---

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
 目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
 鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
 防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

25

鳥獣被害特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
 【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
 平成28年10月末現在、1,444市町村で策定

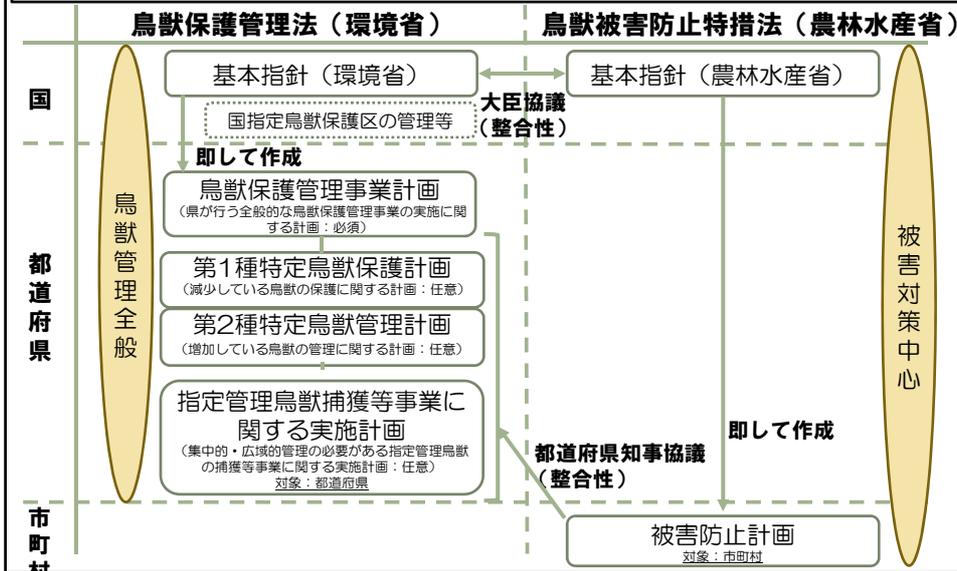
(具体的な措置)

※都道府県と協議中のものを含む

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使(権限委譲)
- 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置
 【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成28年度予算:95億円 / 平成27年度補正予算12億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け(平成28年10月末現在1,093)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害特措法の連携

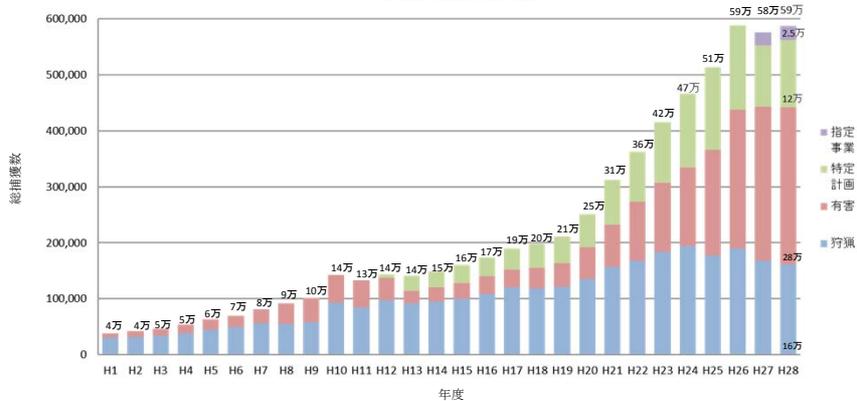
- 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。
- 環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



捕獲数の推移 (ニホンジカ)

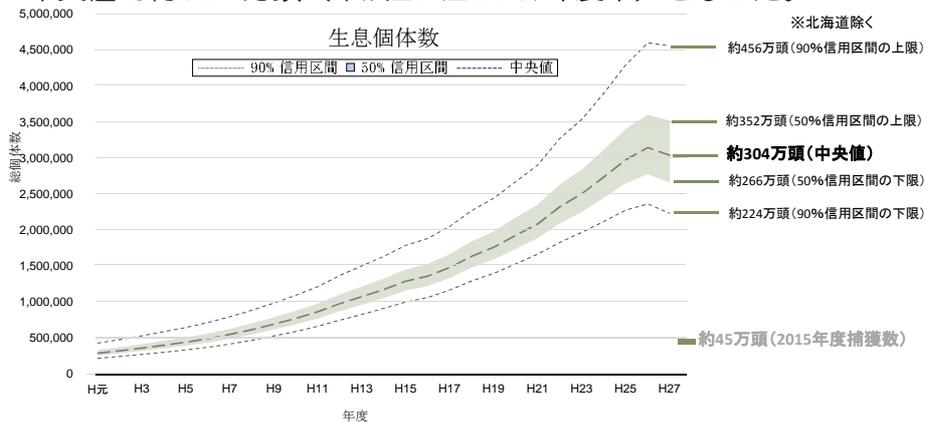
平成28年度(2016)の全国のニホンジカの総捕獲数は約59万頭 (うち本州以南で47万頭)。狩猟による捕獲数は微減。

ニホンジカ捕獲数



個体数推定の結果（ニホンジカ）

平成元(1989)～平成27年度(2015)の捕獲数等から全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ（本州以南）の個体数は、中央値で約304万頭（平成27(2015)年度末）となった。

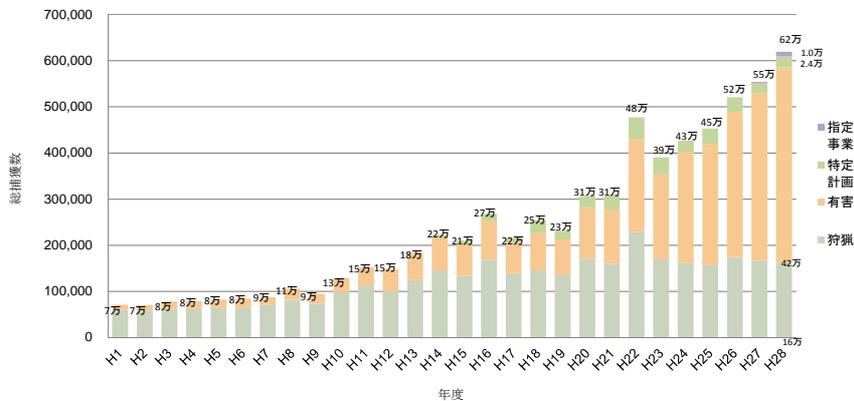


※平成27(2015)年度の自然増加率の推定値は中央値1.11（90%信用区間：1.06-1.18）
（参考）平成27(2015)年度の北海道の推定個体数は約49～55万頭（北海道資料）

捕獲数の推移（イノシシ）

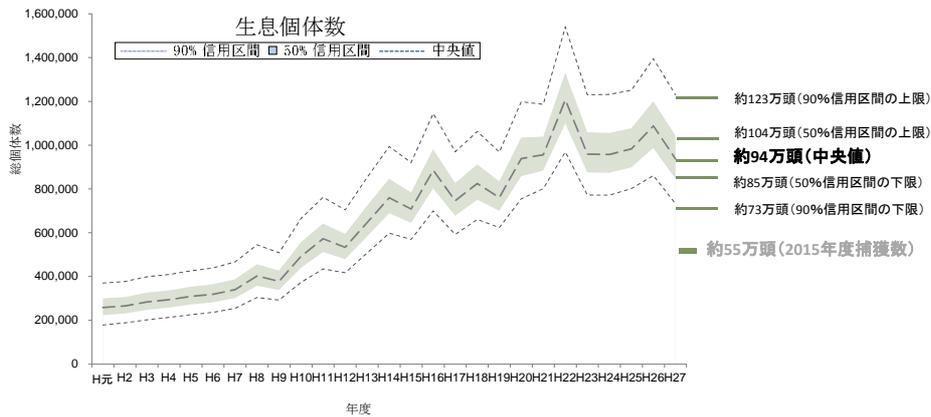
平成28年度(2016)の全国のイノシシの総捕獲数は約62万頭となり、過去最高の捕獲数となった。狩猟による捕獲数は横ばい。

イノシシ捕獲数



個体数推定の結果（イノシシ）

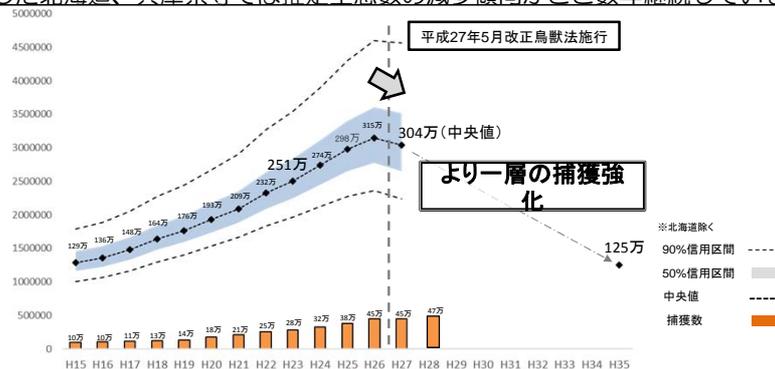
平成元(1989)～平成27(2015)年度までの捕獲数を用いて全国の個体数推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で約94万頭（平成27(2015)年度末）となった。



※平成27(2015)年度の自然増加率の推定値は中央値1.23（90%信用区間：1.23-1.60）

推定生息数の推移（ニホンジカ（北海道を除く*））

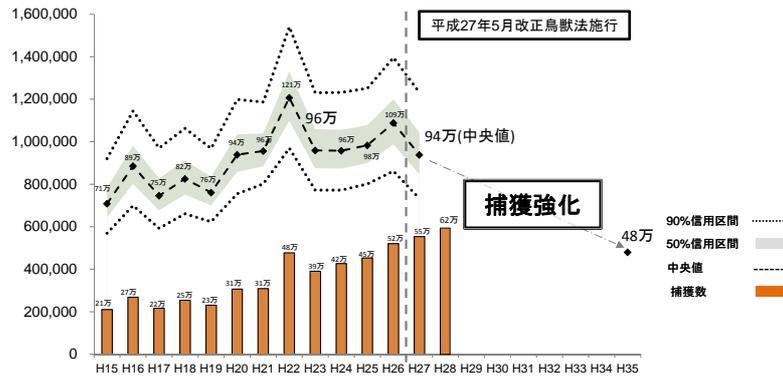
- 捕獲強化策の実施等により、平成27（2015）年度に推定生息数が減少傾向に転じた。
- 10年後半減目標の達成に向け、より一層の捕獲強化策の拡充により、年間70万頭の捕獲を目指して取り組む必要がある。なお、早くから対策を開始した北海道、兵庫県等では推定生息数の減少傾向がここ数年継続している。



* 北海道では、独自の推定方式で計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせることができない。なお、北海道では、H23年度には推定生息数は減少に転じている。
 ※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等データを追加して推定すると、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の生息数の推定値も数十万頭レベルで変わってくることに注意が必要である。

推定生息数の推移（イノシシ）

- 平成27（2015）年度の推定生息数は減少傾向となった。
- 推定生息数中央値の3割以上を捕獲できているが、イノシシは個体数の年変動が大きいことから、現在の捕獲強化策をさらに推進し、半減目標達成を目指す。



※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等データを追加して推定すると、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の生息数の推定値も数十万頭レベルで変わってくることに注意が必要である。